

# 水産物の販路拡大力強化支援業務委託仕様書

## 1 業務委託名

水産物の販路拡大力強化支援業務委託

## 2 目的

佐賀県漁業就業者支援協議会（以下、協議会）は、漁業就業者の確保・育成を目的として、平成 25 年度に県及び関係漁協で組織され、各種支援事業を実施している。

新たに漁業就業を目指す者や新規就業から間もない漁業者にとって、複数の販路を開拓することが所得向上のために極めて重要であるが、その具体的手法等について専門家から学ぶ機会はほとんどないのが現状である。そこで、協議会が業者に委託して「販路拡大力の強化」に寄与する視察や講習を体系的に実施して、就業希望者や新規就業者の所得向上を図り、新たな漁業就業者の確保・育成の一層の推進につなげる。

## 3 契約期間

契約締結日から令和 7 年 1 月 31 日（金）までとする。

## 4 委託業務の内容

概要 販路の強化のため、個人販売（小ロット）の水産物を中心に他業種（食品関係）を含めた販売方法の種類、長所・短所などの基礎知識の習得や取り組むためのアドバイスを行う。

### （1）先進地視察

視察は、唐津市を出発・帰着地とした 1 日間（8：30～17：00）×1 回とする。

視察先は、新たに漁業就業を目指す者や新規就業から間もない漁業者が、漁獲物の販路を拡大していくうえでの様々な課題の解決に最も資する場所を選定する。なお、視察は、座学のみではなく現場見学も含むこと。

本業務を受託した業者が行う「先進地視察」にかかる業務の範囲は以下のとおりとする。

- ・視察先及び視察内容の決定、視察先との日程等連絡調整
- ・視察先への移動のためのバス等借り上げ手配及び視察当日の全行程の引率（出発地から帰着地までの移動に要する経費、また、視察先に支払う費用があれば、それら一式も委託費に含む）

なお、本視察と下記（2）の技術研修会の開催順序は問わない。

### （2）技術研修会

技術研修会（以下、研修会）は、唐津市内において計 5 回（5 時限／回，1 時限＝50 分）の座学により、先進地視察の内容とも関連させ体系的に実施する。研修会には水産分野の販路流通に詳しい専門講師 1 名を必ず配置すること。なお、研修会の参加者は漁業者であるため、平易な表現に留意しておこなうこと。

本業務を受託した業者が行う「技術研修会」にかかる業務の範囲は以下のとおりとする。

- ・研修会の講師の選定、資料の準備、講師謝金及び派遣料の支払い
- ・研修会場の確保設営及び会場借り上げ料の支払い
- ・その他研修会場で必要となる経費一式の支払い

なお、技術研修会の配布資料については、協議会による二次利用を許諾すること。

## 5 契約上限額

1,628千円（消費税及び地方消費税を含む）

## 6 留意事項

- (1) 委託業務の詳細な内容については、協議会と受託者との協議を行い、決定する。
- (2) 業務の運営に必要なかつ適切な人員配置を行うこと。
- (3) 国や県の事業との連携に留意しながら取り組むこと。
- (4) 業務遂行にあたっては、委託業務を統括し、協議会からの指示を受ける窓口として責任者と当該業務の従事担当者を置き、関係者との円滑な事業進行管理や意思疎通に努めること。
- (5) 業務遂行にあたっては、別紙「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。
- (6) 本委託業務の全部又は一部を再委託することは原則として認めない。ただし、業務の一部についてあらかじめ書面により協議会の承諾を得た場合は、この限りではない。また、機密保持、知的財産権等に関する受託者の責務を再委託先業者も負うよう、必要な処置を実施すること。なお、第三者に再委託する場合は、その最終的な責任は受託者が負うこと。
- (7) 本委託業務において、第三者が所有する素材を用いる場合には、著作権処理等を行うこと。
- (8) 本事業において作成される成果物の著作権については、全て協議会に帰属する。本事業において作成された成果物への著作者人格権は行使しないものとする。
- (9) 令和6年11月末日までに中間報告書を提出すること。また、委託業務完了後、すみやかに完了報告書等の関係書類、請求書を提出すること。